

2017 年 12 月

お客様各位

NYK Container Line 株式会社

出港前報告制度 ハウス B/L 情報の報告について

平素より弊社サービスをご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

2014 年（平成 26 年）3 月に施行されました出港前報告制度につきまして、弊社運用へのご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

出港前報告制度における利用運送事業者（以下、NVOCC）様のハウス B/L 情報の報告につきまして、下記の通りご案内させていただきますので、ご確認の程宜しくお願い申し上げます。

## 記

**ハウス B/L 情報報告義務周知のお願い**

同制度では、積地出港 24 時間前までにハウス B/L 情報を報告することが NVOCC（荷送人）様に義務付けられておりますが、一部の NVOCC 様においては未だハウス B/L 未報告が散見され、税関より事前通知の SPD（船卸一時停止）通知を受けるケースが続いております。日本の NVOCC（荷受人）様におかれましては、荷送人様に対しハウス B/L 報告義務の周知徹底にご協力頂くと共に、万が一荷送人様より報告がされない場合は、荷受人様側にてご対応頂けますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

また、船積された貨物に対しハウス B/L が正しく報告されているかのご確認を併せてお願い申し上げます。

**ハウス B/L 情報未報告による SPD（船卸一時停止）受信時の対応**

関税法の規定により、報告期限までにハウス B/L 情報が報告されていない積荷については、日本の港での船卸しができません。年末年始期間中に税関より SPD（船卸一時停止）を受信した積荷でハウス B/L 未報告により解除されない場合は、積地等へ揚地変更を手配させていただきますので ご了承願います。

なお、揚地変更等で発生した追加費用につきましては、お客様にご負担いただく場合もございますので、予めご承知おき願います。

法令遵守及びお客様からお預かりした貨物を滞りなく日本でお引渡しする為に、引き続きご理解・ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

以上